

成和保育園の利用定員減少について

令和 3 年 2 月 17 日

令和 2 年度川西町子ども・子育て会議

1. 利用定員設定の考え方・重要性について

- ① 利用定員は、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」
 (「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日3府省通知)第3の1(2)ア)
- ② 利用定員は、保育施設の収入に大きな影響を及ぼすため、利用定員を適切に設定することは、保育施設の安定的な運営を継続していくうえで極めて重要である。
 (特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号))

2. 具体的な内容

① 成和保育園の在園児数の推移

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H29	9	11	15	19	25	20	99
H30	9	16	12	15	19	26	97
H31(R1)	7	17	18	18	15	19	94
R2	12	13	23	15	18	15	97
R3(見込)	3	18	17	22	15	19	94

※ 備考

- ・H29～R1については、各年度における最高在籍数の月を記載
- ・R2は、R3.2.1現在の児童数を記載
- ・R3(見込)は、R3.4.1時点の見込数を記載

成和保育園の新定員案

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現在定員	9	18	18	20	25	20	110
新定員案	9	18	18	18	18	18	99
保育士配置基準 (保育士:児童)	1:3	1:6	1:6	1:20	1:30	1:30	
要保育士数	3	3	3	1	1	1	

② 成和保育園の収入について

- 認可保育施設の収入については、国が細かくルールを定め、保育園や市町村が独自に決めているわけではない。

根拠法令:特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)

→ 通称「公定価格」

○ 公定価格の内容

※ 内容を簡素に表現しているため、厳密な説明ではないことを注記します。

- ・保育施設の地域ごと、利用定員ごと、児童の年齢ごとに単価を定めている。それぞれの単価に受入人数を乗じた額(単価×児童人数)が保育施設の収入になる。
- ・認可保育施設に求められる質の保育を提供するために必要な費用を確保しつつ、施設にも適正な利益が残るような水準を、国が実際の保育所の財務状況等を定期的に調べて、公定価格の単価に反映させている。
- ・一般的に、利用定員が少ないほうが公定価格単価は高くなる。
- ・単価は、利用定員と実際の在園児数が概ね一致していることを前提として設定されている。つまり、実際の在園児数が利用定員よりも少ない状況であると、単価×在園児数では適正な水準の利益に到達しない。

- 令和2年度における成和保育園の収入(利用定員110人・川西町在住児童分・川西町から支払われる委託費のみ)が利用定員99で仮計算した場合

利用定員	公定価格総額見込(円)	➡	差額見込(円)
110人の場合	85,484,500		1,843,100
99人の場合	87,327,600	←	

※ 予測を踏まえた試算になりますので、決算で数字が異なることがあります。

○ 利益の使い方

- ・施設の経年劣化への対応(修繕・工事等)
- ・保育士への処遇改善(賃金改善)
(収入のうち一定額は必ず保育士の賃金改善にあてなければならない決まりがある)
- ・環境整備のための投資的経費のための財源
(各種記録のIT化・遊具充実等)